

RCHR 第138回サロンde人権

話題提供：文公輝

(NPO法人多民族共生人権教育センター理事・事務局長)

ヘイトスピーチへの法的対応と
市民の役割

解消法と大阪市条例施行とその後の課題

無料

1月17日(水)

午後1:30~3:30

人権問題研究センター

共同研究室

お問い合わせはセンターまで
06-6605-2035
otazune@rchr.osaka-cu.ac.jp

2016年、ヘイトスピーチ解消法と大阪市ヘイトスピーチ対処条例が相次いで成立、施行されました。在日コリアン等を主な攻撃対象として繰り返され、拡大し続けてきた差別的言動等に対する立法がなされたことで、一定の効果が現れています。しかし、デモ行進や街頭宣伝、さらにはインターネット上でのヘイトスピーチをおこなう者は、より手口を巧妙化させ、問題の解決にはほど遠いのが現状です。

このようななか、市民である私たち一人ひとりに期待される役割について考えます。